

新潟市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 3月 29日

新潟市長

中原 八一

新潟市規則第 20 号

新潟市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市奨学金条例施行規則（平成19年新潟市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「（別記様式第1号）」を削り、同条第2号中「（別記様式第2号）」を削る。

第5条中「（別記様式第3号）」を削る。

第6条中「（別記様式第4号）」を削る。

第9条第1項第1号中「（別記様式第5号）」を削り、同項第2号中「（別記様式第6号）」を削り、同項第3号中「（別記様式第7号）」を削る。

第10条第1項中「（別記様式第8号）」を削る。

第11条中「（別記様式第9号）」を削る。

第13条第1項中「（別記様式第10号）」を削り、同条第2項の表1の項中「（4）貸付けが終了した日の属する月の翌月から起算して8月を経過した後7年を超えない範囲内にある者」を削り、同条第3項中「（別記様式第11号）」を削る。

第14条中「（別記様式第12号）」を削る。

第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

（奨学金貸付申請書等の様式）

第15条 奨学金貸付申請書、奨学生推薦調書その他のこの規則の規定による様式については、別に定める。

別記様式第1号から別記様式第12号までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に改正前の新潟市奨学金条例施行規則の規定により提出された申請書その他の書類は、この規則による改正後の新潟市奨学金条例施行規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。